室蘭工業大学
学術資源アーカイブ
Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive

新中国における統一国家財政経済工作について

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 室蘭工業大学
	公開日: 2014-05-21
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 三木, 毅
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/3050

新中国における統一国家財政経済工作について

三　木　　毅

The Centralisation of Financial and Economic Work in New China

TaKeshi Miki

Abstract

This treatise was written according to the report delivered before the Meeting of Kyoto University Economic Society, November 14, 1953.

Its purpose is to introduce the centralisation of financial and economic work in New China. This work was carried on to the Decision on the Centralisation of Financial and Economic Work published on March 3, 1950. The main contents of it were; (1) to centralise control over national revenue and expenditure, (2) to centralise on a nation-wide basis the utilisation of material and resources, (3) to centralise on nation-wide basis control over currency.

The financial and economic work, at the beginning of the Liberation War, was the method of combining centralised political leadership with independent business. This method proved to be immensely effective only when the Liberated Areas isolated from each other. In 1949, the mainland was liberated. And then, the Central People's Government established, but the financial and economic situation was very difficult under the method of independent business. Tax revenue was meager while expenditure was very large, so it was compelled to issue paper currency to make up the tremendous bugetary deficit and consequently inflation and price fluctuation could not be avoided.

The objective condition changed, necessitating a change in policy as well, that is, financial and economic work might have been changed to centralised management.

Thus, the above Decision was taken by the Central people's Government.

I　開　　題

統一国家財政経済工作は，一九五〇年三月三日「国家財政工作の統一に関する決定」についていわれている。然しこれと相前後して，それ自体独立的ではあるが，前記決定の予備的又は補足的な決定及び法規と考うべき「一九五〇年度財政収支の統一管理に関する決定」（一九五〇，三，二四）「全国倉庫清理調配に関する決定」（三，一〇），「国家公糧収支，保管，調度に関する決定」（三，二四），「糧食加工標準の改変，食用糧食の増加に関する決定」（三，二四），「全国国営貿易実施辦法に関する決定」（四，七），「中央金庫条例」（三，三），「関

税政策と海関工作に関する決定」(一，二七)，「全国塩務工作に関する決定」(一，二七)，「全国税収実施要則」(一，二七)，「工商業税暫行条例」(一，二七)，「公営企業繳納工商業税暫行辦法」(三，三)，「貨物税暫行条例」(一，二七)等が公布されている。随つて標題に掲げる統一財経工作はこれら一連の決定及び法規を含む綜括的名称として使用される。

統一財経工作の大綱は「国家財政経済工作の統一に関する決定」に示されているが大要次の如き内容をもつものである。

(一) 全国編制委員会を成立し，軍政機関人員，馬匹，車輛等の編制を行う。

(二) 全国倉庫物資清理調配委員会を成立し，各大行政区，省，市，県，各後勤部，各企業，各工廠の倉庫物資を整理し統一使用する。

(三) 機関及び公立学校は工作人員，学生数及び各人員の工作量を規定し，国家工廠と企業は原料消費の定額制度を実行し，国営経済部門は保管制度を立てて節約を励行する。

(四) 全国の公糧は,地方附加糧を除いて,すべて中央人民政府財政部の統一処理使用に帰する。

(五) 地方税を除き，関税，塩税，貨物税，工商業税の一切の収入は中央人民政府財政部の統一処理使用に帰する。

(六) 国営貿易機関の業務範囲の規定と物資の調達処理は中央人民政府貿易部の統一指導による

(七) 国家所有の工廠企業は中央人民政府各部の直接管理に属するもの，地方人民政府或は軍事機関の管理に委託されるもの及び地方人民政府或は軍事機関の管理に属するものの三種に分れ，政務院財政経済委員会がこの標準により管理と投資の責任を負う。

(八) 中国人民銀行を国家現金処理の総機構とする。

(九) 中央人民政府財政部は軍隊と地方人民政府の支出及び人民経済の恢復に必要な投資を保証する。軍政費，事業費及び企業投資の貨幣価値を確保するため，これらに対し短期無利子又は低利子の折実預金を開始する。

以下において統一国家財政経済工作の内容をできるだけ刻明に紹介したいと思う。但し工作の内容それ自体に強い関心をいだくのではあるが，さりとてそれをのみ明かにすることが本意ではない。最大関心事は統一財経工作の前因後果についてである。小論の主眼点はむしろ此処にある。更にできれば，叙述の過程に統一工作の史的意義—新中国革命における位置づけ—を探りたいと思う。

II 統一工作実施の前因

一九五〇年十月一日，陳雲は「過去一年の財政と経済工作の状態」と題する報告の中で，財政経済工作の統一実施前の状況を，財政困難と金融物価の大波動に集約し，これを解放戦争の勝利の結果引継いだ旧時代の遺産であると述べているが，「国家財政経済工作の統一に関する決定」前文は，当時の情勢を具体的に(一)全国軍政公教人員はすでに九百万に近い。(二)去年秋季徵

収決定の公糧は，大部分徴収されたが，若干地区で未徴収であり，徴収工作に偏向が生じた。税収実績と計劃に相違がある。(三)国家支出の大部分は中央人民政府が責任を負い，通貨増発に依存した。現在公糧と税収の大部分は，なお各区省市県人民政府が管理している。此種財政上の不統一と収税機関のばらばら現象が，もしもこのまま続いたならば，いきおい通貨の額外増発が必須となる。(四)西蔵を除き，中国大陸はすでに全部解放され，通貨膨張による金融物価の変動は一地に局限されることなく，全国に影響するものとなつた。全国人民は十二年間の戦争と通貨膨張を経験したので，生活は極度に困難となり，われわれが通貨膨張の防止に努力することを望んでいる」と分析し，「上述の財政収支の不均衡と収支機関のばらばらの現象が，速かに改められないならば，一九五〇年の財政収支概算は破壊的な危険を被るばかりでなく，このため生じる金融物価の変動は大大的に全国人民の困難を増加せしめるであらう。しかし指摘しなければならないことは，目下の財政情況は去年に比べて改善され，更に一歩を進めて財政収支の不均衡を縮少し，金融物価の大変動を防止する可能性がすでに存在していることである。その関鍵は，支出を節約し，収入を整頓し，財政収支の管理を統一することにある」と述べ，この目的達成のための方法として，前記訳出の大綱を示しているのである。[1]

以上の引用文は，統一財経工作実施前の財政経済状態を詳細に叙述しているものであるから今更これに駄足を加えることを必要としない。然し当時の財政経済状況を知る上に，辺区経済から国家経済えの発展過程を理解する必要があり，引用文の叙述を補足する意味で若干の説明を行いたい。

(a) 周知の通り中共の辺区建設は，一九三四年，瑞金から延安えの所謂「二万五千華里の長征」以来本格化したものである。当時辺区は敵地区内に点在し，存亡常ない状態にあり，又各辺区の経済実勢に著しい相違があり，相互に経済変動の波及を阻止し，外部からする経済攪乱を臨機に防禦するため，各辺区独自の財経工作を必要とした。他面中共中央も各辺区の実情を詳さに把握し，各辺区間の経済調整を適切に行うことが不可能であり，各辺区に則応した具体的工作を指示し，或は統一的工作を強行することは困難であつた。こうした客視的条件のもとに採用された財経工作が，統一指導による完全分散管理といわれる方式であり，各辺区はその地域内に自ら通貨を発行し，財政収支を直接管掌することとなつていたのである。[2]

(b) 分散管理方式における財政上の中央と地方との関連は「多余的上繳」即ち地方の財政需要を満たしたのちに剰余を中央に上納する型式で結ばれている。地方は第一に「当地の需要」を考え，財政収入を勝手に運用し，この結果上納はいくばくもなく，甚だしきは上納皆無という有

1　陳雲（中央人民政府政務院副総理兼財政経済委員会主任）：中華人民共和国過去一年財政和経済工作的状況，一九五〇年十月一日，中国国際貿易促進委員会編，三年来新中国経済的成就，P. 63—64.

2　人民日報社論：為甚麼要統一国家財政経済工作，一九五〇年三月十日，新華時事叢刊社編，統一国家財政経済工作，P. 109—110.

様であつた。「当地の需要」は国家的に見れば重要でないものが多く延期できるものであつた。人民日報社論は「全国でもしも各局部の需要によつて経費を支出したなら，一体どこから資金を持来つて全国的な大事を行うのであらうか。一家においてすら収支の支配は軽重緩急をはつきり分別することが必要であり，まして国家においてはなおさらのことである」と分散管理における浪費に激しい警告を与えている。こうした辺区財政の放漫性が脱税を誘発し，税収機関人員の貪汚を助長する結果となつた。このやうに多余的上繳方式による上納金は極めて少く，その上貨幣減価が急激に進んだので，中央財政にとつて些細な役割しか果しえなかつた。[3]

(c) 解放戦争の拡大に伴い軍政人員の膨張は実に九百万人（人民解放軍五百余万，公務人員三百余万），全人口の二%に当るこれら尨大な人員を養い，更に国民党軍部隊及びその他の旧職員四,五百万人を一両年中に教育改造して生産事業に転業させる必要があつた。[4]

こうした革命過程における当然の経費というべきものの外に，中央財政の大きな負担となつたものは，海上封鎖による沿海諸都市の食糧恐慌救済と水旱災民の飢餓救済である。

従来から天津，上海，広州等の臨海都市は輸入糧食に依存していたのであるが，海上封鎖の結果これら都市に対する海上からの糧食輸送が杜絶し，食糧恐慌とそれに伴う物価の大変動を引起した。当時鉄道は戦争水害等によつて破壊され陸上からの輸送も容易に行われえない情況にあつた。この頃国家公糧で市場に出売されるものは，東北を除いて九十億斤（四五〇万頓）この三分の一以上が全国大都市の糧食にあてられるといわれているが，以てこの尨大な都市糧食の供給杜絶による食糧恐慌の深刻さが覗われるのである。[5]

中国における水旱等の天災は，程度の差こそあれ歴年繰返される現象である。然し一九四八年及び四九年の水旱被災は一九三一年の大災害に匹敵するものであつた。一九三一年は受災農田一億五千七百八十五万畝，農民五千二百七十万と報告されているが，一九四九年は受災農田一億二千五百五十六万畝，農民四千万人である。この災害は一部の旱魃を除き全部洪水によるもので，華東の安徽，江蘇，山東，華北の河北，平原の五省にわたるものであつた。災害救済については，東北の遼西，熱河両省の災田一千二百万畝と災民二百六十万人は東北人民政府が当り，他は中央人民政府が救済糧食三億四千四十万斤，合作社投資糧食一億二千万斤，災民輸送費糧食二億斤，災民用土産木綿収買用糧食一億二千六百三十五万斤，農民えの貸付糧食二億三千九百八十万斤，地方救済糧食一億六千万斤，水利奨励用糧食三億四千五百六十四万斤，計一五億三千二百余万斤（七六万六千頓）の放出を計劃した。周恩来の報告は一九五〇年一月から九月まで直接間接に災民救済に支出された糧食は二億四千万斤に達したと伝えている。[6]

3　人民日報社論：前掲書，P.110，P.120—103.
　人民日報社論：税収在我們国家工作中的作用，一九五〇年三月廿二日，前掲書，P.114—116.P.118.
4　薄一波（中央人民政府政務院財政経済委員会副主任兼財政部長）：関於一九五〇年度全国財政収支概算草案的編成，一九四九年十二月二日，前掲書，P.87.
5　陳雲：関於財政状況和糧食状況的報告，一九五〇年四月十六日，前掲書，P.96.
6　陳雲：前掲書，P.99.

糧食の輸送にあたつては，まづ鉄道を恢復し残敵を消滅させねばならない情況であつて，糧食の調達運搬には莫大な犠牲を払い，多くの地方で運送費は糧食価格を超え，平均して運送費は糧食価格と同額であつたといわれている。[7]

(d) こうした膨帳する財政支出を「多余的上繳」の限界内で処理することは，およそ不可能であり勢い従来の通り紙幣増発によつて解決せざるをえなかつたのである。通貨増発による支出補塡は又「税収工作を軽視する」徴税機関人員の「盲目的，無計劃的，無階級的」偏向に帰せられるが，その本質的原因は分散管理方式の制度的欠陥に胚胎するものであつた。[8]

辺区における分散管理方式を止揚し，統一指導，統一管理を実施することについては，一九四八年八月「上海会議」による各地区代表によつて提議されているが，未だ客観的条件が成熟せず，主観的力量が整備されてをらないとする情勢判断によつて，全面的統一は実施されず，必要にして可能な部門に限り行うべしとされた。この客観的条件の未成熟は主として大陸の戦争が基本的な終結をみてをらないということであり，主観的力量の未整備は主として中央政府が樹立されてをらないということであつた。[9] 時に一九四九年十月一日中央人民政府が成立し同年末には大陸が殆んど解放され，客観的，主観的条件の成熟をみた。かくて一九五〇年度全国財政収支概算が決定，財政経済の統一指導，統一管理が試行され，一九四九年十一月及び一九五〇年二月の物価騰貴を抑圧することができたのであつた。然し一九五〇年度財政収支概算は全支出の一八.七%の赤字をもち，この中一一.五%を通貨増発によつて補塡しようとするものである。これは前年度支出の三分の二に及ぶ赤字に比べれば，誠に天淵の差があり，又経済の回復，土地人口の急増，軍事的勝利等の情勢を考慮に入れれば，一一.五%に及ぶ通貨膨張のもつ物価えの反響は今昔同一に談じ難い。「国家財政経済工作の統一に関する決定」前文にいう物価変動を抑制しうる可能性とは，正しくかかる事情を指すものである。然しいづれにせよ通貨増発によつて赤字補塡を行う財政は建全とはいえない。「農業国から工業え」は新中国財経政策の基本原則であるが，急進する物価騰貴は，城郷交流物資を減少させ，工業生産を著しく制約した。随つて更に一歩を進めて物価変動を安定する根本的工作を必要とするはずである。統一工作実施の意義はここにあるのであり，財政困難をもたらす最大の缺陥であつた分散管理方式を完全に止揚するものであつた。[10]

Ⅲ　統一工作の方式と機構

統一国家財経工作の大綱については，開題にかえ紹介したが，これを陳雲に従い，全国財政収支の統一管理，全国物資の統一処理及び全国現金の統一管理の三基本内容に集約して述べたいと思う。[11]

7　人民日報社論：前掲書，P.109.
8　人民日報社論：税収在我們国家工作中的作用，前掲書，P.118—119.
9　章乃器：対於統一財政経済工作的認識，論中国経済的改造，P.75.
10　陳　雲：前掲書，P.97.
　　薄一波：前掲書，P.87.
11　陳　雲：中華人民共和国過去一年財政収支和経済工作的状況，中国国際貿易促進委員会編，三年来新中国経済的成就，P.65.

(一) 財政収支の統一管理

財政収支の統一管理は国家財政収支の不均衡と収支機関のばらばら現象を克服し，支出を節約し，収入を整頓するため行うものである。[12]

(a) 国家予算は，1. 中央人民政府は中央人民政府委員会決定の全国財政収支総概算に基き全国総予算を，2. 大行政区，中央直轄省(市)は同上全国財政収支総概算に基き本区，省(市)の全年財政収支予算及び分月分季財政収支計劃を，3. 大行政区所属省(市)は大行政区全年財政収支予算に基き本省(市)の全年財政収支予算及び分月分季収支計劃を編成し，逐級審査批准を経て実施する

(b) 決算は各級人民政府が月度，季度及び年度決算を月末，季度終了後一月以内，年度終了後三月以内に逐級上報，中央人民政府財政部が全国総決算を編成して総括する。

(c) 財政収入区分は

	税収		超過税収		公営企業収入	その他の収入
	公糧(農業税)	工商税	公糧	工商税		
中央	100/115	関税。塩税。貨物税。工商業税。	20/100	30/100	中央直接管理の公営企業収入及び原価償却準備金.	清理物資。戦争接収物資。漢奸戦犯反逆者の没収財産。新解放都市接収管理の金，銀，外国幣及びその他実物収入。公債収入。司法公安機関没収の現金。外国幣及びその他物資収入。手数料。
地方	15/115 県，地方附加公糧	薪給報酬所得税。存款利息所得税。遺産税。交易税。屠宰税。特種消費行為税。房産税。地産税。使用牌照税。牧税。碼頭使用費。(都市附加政教事業費)	80/100	70/100	中央委託，分配の地方管理公営企業収入及び原価償却準備金.	公安司法機関没収の現金。外国幣その他物資収入。手数料。公産収入

である。財産収入中公糧は中央公糧庫，税金及びその他現金は中央金庫に納入し，実物は暫時地方で管理される。

(d) 財政支出区分は

中央	行政費。外交費。財務費。公安費。政治事業費。大中小学校文教機関団体学校費。衛生事業費。社会事業費（軍人優待，援護，救済費等を含む)。経済建設と国営企業投資（工業，貿易，銀行，鉄道，交通運輸，農業，林業，水利建設投資を含む)。
地方	大行政区省(市)— 公安隊費（県，区を含む）行政費(区以上)。国営企業投資。経済建設費（農林，水利，交通，治水を含む)。文化衛生事業及び教育事業費（県立中学以上)。社会事業費（優待，援護，救済を含む)。 【都市附加政教事業費— 市政建設費。小学教育文化衛生費。郊区行政教育費】 【県地方附加公糧— 小学，文娯活動，教育館，医院設備，農場，苗圃，修路，優待軍人家族，民兵訓練】

12　中央人民政府政務院，関於統一管理一九五〇年度財政収支的決定，一九五〇年三月二十四日，新華時事叢刊社編，統一国家財政経済工作，P. 10—15.

である。財政支出は原則として現金及び実物で支払われるが，これらで支払い不能なものに限り，国家公糧で充当される。即ち部隊及び区以上の政府機関の人馬用糧，公立学校供給制教職員公費生の食用糧，救済糧，優待援護糧，嬰児保育糧，参戦の民士食用糧，治水糧の支出に限られ，残余はあげて貿易公糧として使用される。

(e) 財政収支管理機関として，公糧については公糧庫，税金については中央金庫の設立がある。[13]

1. 公糧庫は県地方公糧庫と中央公糧庫とがあり，加工工場を附設する。県地方公糧庫は県地方附加公糧の収支，保管の責に任じ，その建設は県人民政府が立案，省人民政府の批准を経て，一九五一年から逐次実施する。中央公糧庫は更に財政公糧庫と貿易公糧庫に分れ，その建設は財政公糧庫は中央人民政府財政部，貿易公糧庫は貿易部によつて立案，共に中央人民政府政務院財政経済委員会の批准を経て実施する。両公糧庫は原則として併置され，共用不能の場合のみ分立する。

国家公糧はすべて徴収後半月以内に入庫し，入庫の際納糧人は往復百華里の運輸義務を負う。運輸里程の超過分は市価によつて労賃が支払われる。入庫後の公糧の移送は運送商人を雇うが雇傭困難な場合は当地人民政府が人夫を徴発し，これらに労賃を市価で支払う。

入庫糧食は厳重な管理と検査制度が実施され，定期検査報告制度と工作奨懲制度が定められている。公糧損耗最高限度は三%，環境の安定した地区は一．五%以内を原則とする。

入庫公糧の支出は，県地方公糧及び中央が権限を与えるものの外は，すべて中央人民政府財政部の支出命令により行い，いかなる機関もこれをなしえない。各級人民政府と人民解放軍は年度季度の需糧計劃を作成し，逐次上級の審査を経て，政府系統は中央人民政府が支出，軍系統は中央人民政府人民革命軍事委員会総後勤部が集計，中央人民政府財政部が調査支出する。各大行政区及び中央直轄省(市)の需糧予算分は審査後毎年一回或は二回にわけて交附する。

国家公糧の管理を増強するため中央に糧食管理総局，大行政区に糧食管理局，省に糧食局，専区に糧食分局及び中央公糧区庫，県に中央公糧分庫を設ける。各級糧食局は同級人民政府財政部門及び上級糧食局の指導をうけ，その主要任務は国家公糧の管理，農業税調査，土地面積の測量及び公糧徴収等の工作である。各級糧食局及び中央公糧庫は毎期の公糧収支上報制度と毎月の公糧収支公表制度を実施する。

尚国家公糧庫附属の加工工廠の加工標準は九一米（百斤の玄米から九十斤の白米をとる），八二小麦粉（百斤の小麦から八十斤の小麦粉をひく）が厳守されている。

2. 中央金庫は，国家財政収支を統一するため設立されたものであるが，中央人民政府に中央総

13　中央人民政府政務院：関於統一国家公糧収支．保管．調度的決定，一九五〇年三月二十四日，前掲書，P. 19—22.
中央人民政府政務院：中央金庫条例，前掲書，PP. 32—33.

金庫，大行政区に中央分金庫及び各県(市)に中央支金庫の設置がある。各級金庫は中国人民銀行が代理，金庫主任は各級人民銀行行長が兼務する。各級中央金庫は上級金庫及び同級政府の統一指導と監督をうける。

国家財政収入は，現地徴収機関から入庫されるが，入庫は金庫所在の都市は当日，遠隔地は三日乃至五日内に行われる。入庫金の支配権は中央人民政府財政部にあり，その支出命令なくしていかなる機関も入庫金を取得しえない。区，分及び支庫は総金庫の命令によつて支出業務を行い，各級金庫内の現金処理は総金庫の限権に属する。

(二) 全国物資の調達処理

全国物資の統一調達処理は物資の分散された無力の状態を集中した有力な状態にかえるため行うものである。[14]

(a) 臨時的性格のものとして全国倉庫物資の整理処分が規定されているが，この管理機構が全国倉庫物資清理調配委員会であり，これは中央人民政府財政部の指導下に，各級人民政府，部隊兵営企業に分置される。

(b) 統一的な国内物資の調達処理は，国内貿易機関によつて行われ，

	中央	大行政区	省
対内	糧食総公司	糧食区公司	糧食省公司
	花紗布総公司	花紗布区公司	
	百貨総公司	百貨区公司	百貨省公司
	塩業総公司	塩業区公司	
	煤業総公司	煤業区公司	
	土産総公司	土産区公司	土産省公司
対外	豚鬃総公司	豚鬃区公司	
	土産出口総公司	土産出口区公司	
	油脂総公司	油脂区公司	
	進口総公司	進口区公司	
	茶葉総公司	茶葉区公司	
	礦産総公司	礦産区公司	

の対内及び対外六専業公司が設置される。省公司を設置しない専業公司は，区内の重要都市に分公司を設立し，又はその他公司の省公司に委託して業務を処理する。尚大都市に専業総公司或は区公司の直接指導により国営卸売りを行い，大都市人民政府は市内に若干の国営小売公司を，必要時は信託公司を設立する。

14　中央人民政府政務院：関於全国倉庫物資清理調配的決定，一九五〇年三月十日，前掲書，P. 16—18.
中央人民政府政務院：関於糧食加工標準的決定，一九五〇年三月二十四日，前掲書，PP. 22—24.
中央人民政府政務院：関於統一全国国営貿易実施辦法的決定，一九五〇三月十日，前掲書，P. 25—29.

各級専業公司は上級公司及び同級人民政府貿易部門の指導をうけるが，国営小売公司及び信託公司と専業公司間の関係は業務関係のみである。

(c) 貿易部門の職責は，1. 中央人民政府財政部について　中央人民政府政務院財政経済総計劃に基く国営貿易，合作社貿易総計劃の起草と中央人民政府政務院批准後の実施，各全国専業総公司の業務計劃，財務計劃の批准とその実施監督，全国国営貿易資金と在庫貨物の管理処分，全国各大市場国営貿易の指導と各級人民政府貿易部門の対市場監督工作の指導，2. 全国専業総公司について　専業総公司の業務計劃，財務計劃の起草と中央人民政府貿易部批准後の実施，専業総公司の組織設置と人員編制の決定と実施，専業総公司の資金と現金の管理処分，3. 大行政区(省)人民政府の主管貿易部門について　各区(省)公司における全国専業総公司の業務計劃と財務計劃の執行指導，各区(省)公司工作における人民政府政策執行の監督，地区公司間の相互関係と工作歩調の調整扶助，各区(省)公司幹部の配置と派遣，各公司工作人の生活と教育の管理，区(省)内中小市場における国営貿易公司の卸売価格，小売価格の決定，区(省)の私人商業と市場管理工作の指導　等と規定されている。

(d) 国家物資調達処理の原則は，1. 中央人民政府貿易部とその他各部門の物資融通について　先づ両部門間で原則的な協議を行い，各専業総公司と当該部門の指導下の国営企業がこの原則的協議に基き物資融通の契約を議訂，2 中央人民政府貿易部所属の各専業公司間の物資融通について　各専業総公司が中央人民政府貿易部批准の計劃に基き融通契約を議定，3. 各専業総公司所属の各区(省)公司間の物資融通について　各区(省)公司が全国専業総公司製訂の計劃に基き融通契約を議定する　こととなつている。各機関間の物資融通契約，運輸契約の実施に当り現金を支出せず，振替小切手を使用し，銀行を通じて清算する。

(e) 国営貿易資金は中央人民政府貿易部が総理し，その調度は各貿易総公司を通じて行い，同時に各大行政区貿易部に通知する。随つて各区(省)専業公司の資金調度は各区(省)人民政府財政部門の権限ではなく，全国専業総公司の権限である。

貿易資金の管理は貿易金庫が行う。当金庫は中央に貿易総金庫，区に区貿易金庫，省(市)に省(市)貿易金庫を分設し，人民銀行がこれを代理する。全国各大行政区(省)の専業公司及びその分(支)公司の一切の現金は原則として当日貿易金庫に納入され，各級貿易金庫は当日の現金収入を逐級上報し，貿易総金庫が総括する。各区(省)公司及びその分(支)公司も当日入庫現金を逐級上報する。全国各大行政区(省)の専業公司及びその分(支)公司の現金経費は，年度，季度及び月度の財務計劃に規定し，逐級審査を経て全国専業総公司に上報，全国専業総公司から中央人民政府貿易部に報告，中央人民政府貿易部が毎月支払通知書を貿易総金庫に送付，総金庫が各級金庫に通知し，支払われる。即ち貿易金庫の一切の現金は貿易総金庫の通知書なくして支出しえない。

(Ⅳ) 全国現金の統一管理

現金の統一管理は人民政府政務院が現金流通を調節し，現金使用を節約するため行うものであり，その執行機関は中国人民銀行である。[15]

(a) 各国営企業，機関，部隊及び合作社所有の現金及び手形は，すべて中国人民銀行に預入し，私営銀銭業に預入してはならない。各機関の保有しうる現金は，人民銀行既設の地方は三日，未設の地方は一月をこえない経常支出に限る。各機関の支払はすべて振替小切手を使用し，機関からの支出は労賃支払，農村向の収売及び都市の零細支払以外は，すべて小切手を使用する。

現金管理を進展させるため各機関は毎期現金収支計劃を作り，人民銀行に交付し執行する。この計劃執行の指導は人民銀行が責を負う。

かくて人民銀行は国家，各国営企業，機関，部隊及び合作社の総収支計算機関としての機能を果すことになつた。

(b) 中国人民銀行における各機関の預金は折実預金の取扱をうける。[16]

折実預蓄ははじめ東北で行われたといわれるが，一九四九年三月十七日人民銀行天津分行の公布した「折実儲蓄暫定辦法」がその濫觴をなすものであり，以来北京，上海，南京等の大都市で行われ，一九五〇年三月八日公布の「中国人民銀行総行折実預金統一章程」により全国的に制度化したものである。

折実預金の実施目的は節約の奨励，遊資の吸収，生産発展，更に預金者の購売力保証であり為に「保本保値存款」ともいわれる。

折実預金は所謂折実単位といわれる特定商品一定量の合計価格を計算の基礎とする貯蓄であつて，折実単位に指定される商品は各土地の情況に応じて主要生活必需品が選ばれ，価格は一日前の市価によつて毎日計算，公表される。貯金の預入及び払戻はすべて人民券で行われる。即ち預金人民券は当時の市場価格で計算された単位貨幣額で折実単位に換算記帳され，払戻は当時の単位貨幣額によつて人民券に換算支払われる。預金の種類は機関，部隊，公営企業及び合作社の定期折実預金，普通定期預金及び特殊折実預金の三系統に大別される。機関定期折実預金は期限十日から一年，百単位以上，無利子で一度に預入し，一度に払戻すものである。普通定期折実預金は整存整付（一時に預入，払戻，三単位以上，一ケ月から十年，月利二厘，逐月一厘増，一分を限度），零存整付(分割預入，一時払戻，一単位以上，三ケ月から一年，三ケ月もの利子六厘，それ以上逐月一厘増し，一分を限度)，整存零付(一時預入，分割払戻，二十単位以上，期間及び利子同前)，存本付息(一時預入，毎月利子支払，五十単位以上，期間及び利子同前）の区別がある。特殊折実預金は工場，鉱山の職員及び工員，機関人員，学校教職員

15 中央人民政府政務院：関於実行国家機関的現金管理的決定，一九五〇年四月七日，前掲書，P30－31.
16 折実予金に関しては早稲田大学中村佐一教授の研究がある。(折実単について，早稲田政治経済雑誌第一二二号，第一二三号合併号)

学生に限り開設され，預入れは各人の俸給額をこえない額で俸給日から三日以内に一時に預入，払戻は預入日から三日乃至七日後，月利一厘，半年毎に清算するものである。

折実方式は折実融資として金融に採用され，給与単位の工分も同様方式に基くものである。

折実貯蓄は，上述の如く本来物価変動期における所謂安定価格制であるが，物価が安定すれば繁雑な手続を冒して実施する必要性が認められなくなる。統一工作の進展過程に折実方式は人民券建となり，綜合的な通貨管理制え発展しつつある。[17]

Ⅳ 統一工作実施の後果

統一工作の目的は財政収支を均衡させ，金融物価の大波動を防止し，経済を恢復発展させることであつた。

(a) 一九五〇年三月を一〇〇とする全国卸売物価指数は一九五〇年十二月　八八.六，　五一年九月一〇一.三，十二月　一〇〇.三，五二年六月　九五.二と全く安定した。[18]

(b) 財政収支概算は一九五一年及び五二年は公にされず，詳かに知りえないが，一九五二年は前年財政実績に比べて収入で四一.六六%，支出で五五.五%の増加をしめしているといわれる。[19]

一九五三年度財政収支概算は完全に均衡をえ，収入中税金四九.一二(一九五〇年八〇.三)，公営企業収入二九.九七(一七.一)，その他二〇.九(二.六)，支出中公営企業投資四九.二四(二三.九)，軍事費二二.三八(三八.八)，行政費一〇.一九(二一.四)，その他八.一九(四.一)の比率を示し，収入における国営企業収入の増大，支出における軍事費，行政費の減少及び国営企業投資の増大が注目されるところである。

(c) 一九五二年の主要工業生産額は戦前最盛期を一〇〇として，電力一一五（一九四九年七二.三)，石炭九〇(四四.五)，石油一三六(七二)，鋼材一七六(一七.八)，鋼錠一五五(一五.八)，セメント三〇.九(一四.八)，棉糸一四四（七二.四)，棉布一六一(七二.六)，紙二三四（八九.五)，小麦粉一〇六(七七.六)，主要農産物は棉花一五五(五二)，糧食一〇九(七四.六）が見込まれている。特に農業生産の増大は著しいものがあるが，一九四九年を一〇〇とし糧食（及び棉花）は五〇年一一七(一五七)，五一年一二八(二五二)，五三年は一四〇(三〇〇)が予定されているのである。[20]

(d) 城郷物資交流の暢通を示すものとして，主要商品の販売総量指数をあげれば，一九五〇年を

17　袁進世：従統一財経説到折実儲蓄的動向，経済導報，一七三号。

18　姚依林(中央人民政府商業部副部長)：三年来全国商業的調整與発展，一九五二年九月三十日，中国国際貿易促進委員会編，三年来新中国経済的成就，P.150.

19　薄一波(中国共産党中央委員)：中華人民共和国三年来的成就，一九五二年九月二十六日，前掲書，P.107.

20　李富春(中央人民政府政務院財政経済委員会副主任)：中国工業的目前情況和我們的努力方向，一九五一年十月三十一日，前掲書，P.84.
李富春：三年来我国工業的恢復発展，一九五二年九月二十九日，前掲書，P.123.
李書城(中央人民政府農業部部長)：三年来新中国農業生産的偉大成就，一九五二年九月十八日，前掲書，P.128—129,

一〇〇として一九五一年(一九五二年見込)，農業品副産品及び手工業品一三八.六六（一四八.六一)，糧食一七〇.二一(二七一.二八)，棉花一三一.九(一七一.四三)，棉布一六七.二七（二四五.七六)，石炭一一五.八(一四一.八)，石油一〇八.九(二六二.六七)，食塩一四二.三五(一五二.八九)，捲煙草一一二.〇六(一四九.四)である。[21]

(e) この間生産構造は一九四九年生産財三二.五，消費財六七.五から　五二年四三.八，五六.二と著しい近代化進展が行われ，公私関係は一九四九年工業生産については四三.八，五六.二が五二年六七.三，三二.七と逆転し，公営企業の比率を産業別にみれば重工業八〇，軽工業四七，航運七〇，鉄道一〇〇，預金九〇(公私合営を合すれば九七)，輸出九〇，国内貿易三〇であり，国家経済の中核が既に社会主義的性質の公営企業にあることを如実に示している。

(f) 勿論こうした公営企業の比重増大の過程は直ちに私営企業の一般的衰退を物語るものではなく，上海，天津，北京，武漢，広州，重慶，西安の七大都市に例をとれば，一九五〇年上半期，私営企業の開業一九，七五二家，休業一八，八四七家は下半期にいたつて開業三一，五〇〇家，休業六，七三六家となり，一九五一年は前年に比べて二〇%，工業の三三%，商業の一五%の増加を来し，所謂国家資本主義の要因として漸次陶汰されながらも復旧発展をなしている。

(g) 工商業の恢復発展につれて雇傭も増大し，一九五〇年の失業，半失業労働者，知識分子一六六万は五〇年末六一万，五一年七月は四五万に減少している。[22]

然しこうした輝かしい成果は必ずしも摩擦なく行われたのではなく，特に財政支出の節減，工商等の調整において少なからぬ問題があつた。一九五〇年工商業の調整，一九五一年官僚の貪汚(しゅうわい)，浪費及び官僚主義の三害を消除する三反運動と私営企業家の行賄，偸税漏税(だつぜい)，国家資材の盗竊，国家経済情報の盗竊，偸工減料(てぬきめべらし)の五毒を粛清する五反運動が展開されるところであつた。一九五二年懲治貪汚条例には，極刑が規定され，更に一九五三年官僚主義，命令主義，及び違法乱紀反対の新三反運動が反復進行してをり，以て反革命的作風に対処する事態の激しさが類推できるのである。

何れにせよこのやうな根強い「旧社会の遺留物」が国家の前進を阻碍しているにも拘らず，上記の如き成果をあげえたのは，一に統一財経工作の適切な指導性に基くものである。毛沢東は中国財政経済情況の根本的好転は土地改革の完成，工商業の合理的調整及び国家機関所要経費の大量節減に係ると述べたが，土地改革及び工商業調整は一九五二年基本的な完了をみている。「農業国から工業国え」は中国財経工作の基本原則であるが，これは産業関係の近代化による

21　姚依林：前掲書，P.152—153.
22　李富春：前掲書，P.123.
薛暮橋(中央人民政府政務院財政経済委員会委員)：三年来中国経済戦綫上的大勝利，一九五二年十月一日，前掲書，P.189.
姚依林：前掲書，PP.155—156.
陳　雲：関於経済工作和財政工作的報告，一九五一年十月二十五日，前掲書，P.78.

農業生産の増大，農業生産物の商品化率の向上，農村購買力の伸張等を前提とするが，土地改革はこれら諸条件の基盤となるものであつた。[23]

V　結　　語

手沢東は中国革命の特質を次の如く示している。

「中国革命の歴史的過程は二つの段階に分れなければならない。その第一段階は民主主義的革命であり，その第二段階は社会主義的革命である。これらは性質の異なる二つの革命過程である。民主主義的革命は社会主義的革命にとつて必要な準備であり，社会主義的革命は民主主義的革命の必然的発展の方向である。革命の第一段階で殖民地，半殖民地，半封建的社会を改変して民主主義的社会とし，第二段階で社会主義的社会を建設する」。[24]

一九四九年中華人民共和国の成立は，革命の第一段階である民主主義的革命－資産階級独裁の旧民主主義的革命ではない無産者の指導による革命的諸階級連合独裁の新民主主義的革命が終了し，新民主主義的社会の発足を表示するものであつた。新民主主義的社会は，毛沢東の示す如く，社会主義的社会えの準備期間となる "modus vivendi"，即ち過渡的性格の社会である。[25]

新民主主義的社会における財経上の基本原則は，共同綱領第一条に指示される，国家の工業化であつて，工業化は社会主義的社会建設の物的前提条件とされているのである。

ところで国家の社会主義的工業化の進捗は，国家予算を通じて国家資金を調剤し，国家銀行え人民の遊休資金を吸収し，いかにして重点的に投資資金を確保するかに依存し，又いかにして城郷物資の広範な交流を行うかに依存するが工業発展のための諸要因は財経上の統一なくして実現されえない。[26]

中華人民共和国の成立によつて，革命は政治的統一を達成したが，必ずしも経済的統一を達成してはおらない。

新民主主義的社会の基盤は，規模において，国民経済にはなく，分割的な辺区経済におかれている。この政治における統一性と経済における分割性との矛盾は，財政収支の不均衡と物価の大波動となつて表れ，城郷物資交流を急減し，工業生産の恢復発展を著しく制約した。随つて経済的統一を達成し，財政収支均衡の手段を見出し，適当な金融機関を造出し，十分な資金を蓄積し，以て物資交流を阻碍する物価の大波動を安定させることが，新民主主義的社会成立期の最も重要にして緊急な財経的課題であつた。

23　毛沢東：為争取国家財政経済状況的基本好転而鬥争，一九五〇年六月六日，前掲書，P. 4.
　　廖魯言（中央人民政府政務院副秘書長）；三年来土地改革運動的偉大勝利，前掲書，P. 111.
24　毛沢東：新民主主義論。
25　毛沢東：論聯合政府。
26　拙著：新中国における金融制度に付いて，一九五二年，北海道大学経済学研究，3号。

統一財経工作は，実施の期間と内容とによつて，明かにこの歴史的要請に則応してとられた措置であることを示している。

統一財経工作は，新民主主義的社会成立の物的条件を整備すると同時に国民経済を更に社会主義的改造するための物的条件を準備するものであつた。

（昭和29年6月18日受付）